

第6次多良木町総合計画

後期基本計画

令和8年度～令和11年度



たらぎまち

TARAGI TOWN KUMAMOTO

令和8年3月

今を変え、未来を変える。

「多良木アップデート!!」



ごあいさつ

多良木町は、九州山地の山々や日本三大急流の一つである清流球磨川が育む豊かな自然にあふれ、先人たちが築き上げてきた歴史と文化が息づく美しい町です。令和7年度には合併70周年の節目を迎え、同年9月には「蓮花寺東之前遺跡」と「青蓮寺境内」で構成された「多良木相良氏遺跡」が国史跡に指定され、本町の豊富な文化財の新たなシンボルとして期待されます。

本町では、令和3年度に「第6次多良木町総合計画」を策定し、「自然と歴史が調和し 誰もが安心して住み続けられる 活力と笑顔あふれるまち『たらぎ』」の将来像実現に向け、前期基本計画(令和4年度～令和7年度)によりまちづくりを進めてまいりました。

しかしながら、私たちを取り巻く社会情勢は刻一刻と変化しており、歯止めがかからない人口減少、頻発化・激甚化する自然災害や物価高騰など、町民の皆さまの暮らしや地域経済は依然として厳しい状況にあります。

こうした時代の転換期にあたり、令和8年度からスタートする「後期基本計画」の策定においては、これまでの取り組みを継承しつつも、現状にとどまることなく、「今を変え、未来を変える。多良木アップデート!!」の決意のもと、施策の強化と見直しを行いました。

本計画では、町の持つポテンシャルを町民の皆さまと共有し、未来を見据え、防災力・防犯力の高い、コンパクトで安心安全なまちづくりに取り組んでまいります。

また、基幹産業である農林業や商工業の振興などの地域経済の活性化に向けた施策や、若い世代が結婚・出産・子育てに希望を持てる環境を整えるための子育て応援施策を引き続き推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力賜りました多良木町まちづくり推進委員会の皆さまをはじめ、町民アンケートを通じて貴重なご意見とご提言をいただきました皆さまに、心より厚く御礼申し上げます。

令和8年3月

多良木町長 石井 淳一

(目 次)

第1部 序論	1
第1章 後期基本計画の策定にあたって	1
1 後期基本計画策定の目的	1
2 総合計画の構成と期間	1
3 総合計画と他の計画との関連性	3
4 基本構想の概要	4
第2章 策定の背景	7
1 位置と地勢	7
2 人口	7
3 産業別就業者数	7
4 財政状況	8
第3章 多良木町を取り巻く社会情勢	11
第2部 後期基本計画	14
第1章 環境を守り、安全に安心して住み続けられるまちにしましょう (生活・環境・防災)	
基本方針1 生活環境の充実	
基本施策1 生活環境の向上	15
基本施策2 適正なごみ処理・資源リサイクル、再生可能エネルギーの推 進	16
基本方針2 防災・防犯体制の強化	
基本施策1 防災施設の機能強化	17
基本施策2 地域の安全・減災体制づくりの推進	19
基本施策3 地域防犯力の強化	20
基本方針3 交通安全の推進	
基本施策1 事故防止対策の強化	21
基本方針4 公共交通網の整備	
基本施策1 利便性の高い公共交通体制の確保	22
第2章 生涯を通して学び、成長できるまちにしましょう (教 育) (多良木町教育大綱)	
基本方針1 生涯学習の推進	
基本施策1 生涯学習活動の活性化	24
基本方針2 学校教育の推進	
基本施策1 豊かな心・確かな学力・健やかな体を育む学校づくり	25

基本施策 2	地域とともにある学校づくり	27
基本施策 3	安全・安心な学校施設整備・充実	28
基本方針 3	スポーツの推進	
基本施策 1	子どものスポーツ活動への支援	29
基本施策 2	協働によるスポーツ活動の推進	30
基本施策 3	広域連携によるスポーツ事業の推進	31
基本方針 4	共生社会の推進	
基本施策 1	人権が尊重される社会の確立	32
第3章 健康で充実した福祉のまちにしましょう（健康・福祉・子育て）		
基本方針 1	健康づくりの推進	
基本施策 1	健康づくりのための事業の推進	34
基本方針 2	高齢者福祉の充実	
基本施策 1	高齢者が必要とするサービスの確保	35
基本施策 2	高齢者が安心して暮らすことができる環境づくり	36
基本方針 3	子育て環境の整備、充実、発信	
基本施策 1	出産・子育てしやすい環境の整備	38
基本方針 4	障がい者福祉の充実	
基本施策 1	障がい者計画に基づく事業の推進	39
第4章 歴史文化を大切にし、地域資源を活かした、活力あるまちにしましょう（産業・文化）		
基本方針 1	歴史文化遺産の保護と活用の推進（多良木町教育大綱）	
基本施策 1	多良木の宝を守り、活かし、未来へ伝える （多良木町文化財保存活用計画）	41
基本方針 2	力強い農林業づくりの推進	
基本施策 1	農業の振興	42
基本施策 2	農業生産基盤強化及び農地整備	43
基本施策 3	林業の振興	45
基本施策 4	林地荒廃防止対策	46
基本方針 3	活力ある地域経済づくりの推進	
基本施策 1	商工業の振興	48
基本施策 2	しごとづくりの推進	49
基本方針 4	魅力ある観光地域づくりの推進	
基本施策 1	地域観光の振興	50

第5章 持続可能なまちづくりを目指しましょう(行政・財政)

基本方針1 持続可能な行財政運営

- 基本施策1 公共施設の適正な管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
- 基本施策2 適正な財政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
- 基本施策3 協働のまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
- 基本施策4 効率的で効果的な行政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
- 基本施策5 利便性の高い行政サービスの提供・・・・・・・・・・・・56

基本方針2 地方創生の推進

- 基本施策1 地域への人の流れの創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・57

基本方針3 産官学連携の推進

- 基本施策1 産官学・広域連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・58

第1部 序論

第1章 後期基本計画の策定にあたって

1 後期基本計画策定の目的

多良木町（以下「本町」という。）では、令和3年3月に「第6次多良木町総合計画（計画期間：令和4年度～令和11年度）」を策定し、将来像である「自然と歴史が調和し 誰もが安心して住み続けられる 活力と笑顔あふれるまち『たらぎ』」の実現に向けて、各分野における施策や事業を推進してきました。

この間、少子高齢化や人口減少に伴う経済構造や人口構造の変化はさらに進行し、地域経済の縮小により担い手不足などが深刻化しています。また、気候変動に伴う自然災害の頻発化、新型コロナウイルス感染症対策を契機とした新たな日常への対応、さらには不安定な世界情勢による物価高騰など、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

このような中、前期4年間の基本的な施策を定めた前期基本計画は、令和7年度をもって計画期間が終了します。前期基本計画での取り組みと成果を検証するとともに、本町を取り巻く社会情勢や町政運営の課題、行政に期待される役割を踏まえ、今後4年間の後期基本計画（令和8年度～令和11年度）を策定します。

2 総合計画の構成と期間

（1）基本構想8年（令和4年度～令和11年度）

基本構想は、まちづくりの理念や目指す町の将来像を示すとともに、それを実現するための施策の方針を示すものです。計画期間は、令和4年度から令和11年度までの8年間です。

（2）基本計画4年

前期：令和4年度～令和7年度 後期：令和8年度～令和11年度

基本計画は、基本構想に掲げた将来像を実現するための具体的な施策を体系的に定め、各施策の方向性を示したものです。計画期間は、前期基本計画が令和4年度から令和7年度の4年間であり、後期基本計画は令和8年度から令和11年度の4年間です。基本計画を構成する施策には、それぞれに重要業績評価指標（KPI）を設定し、PDCAサイクルに基づいた評価・検証を行います。

(3) 実施計画3年計画（ローリング方式により毎年度見直し）

基本計画で示した各施策を実現するため、毎年度実施する事業を示すものです。実施計画は、各年度における予算編成や事業執行の具体的な指針となるものです。

総合計画の構造



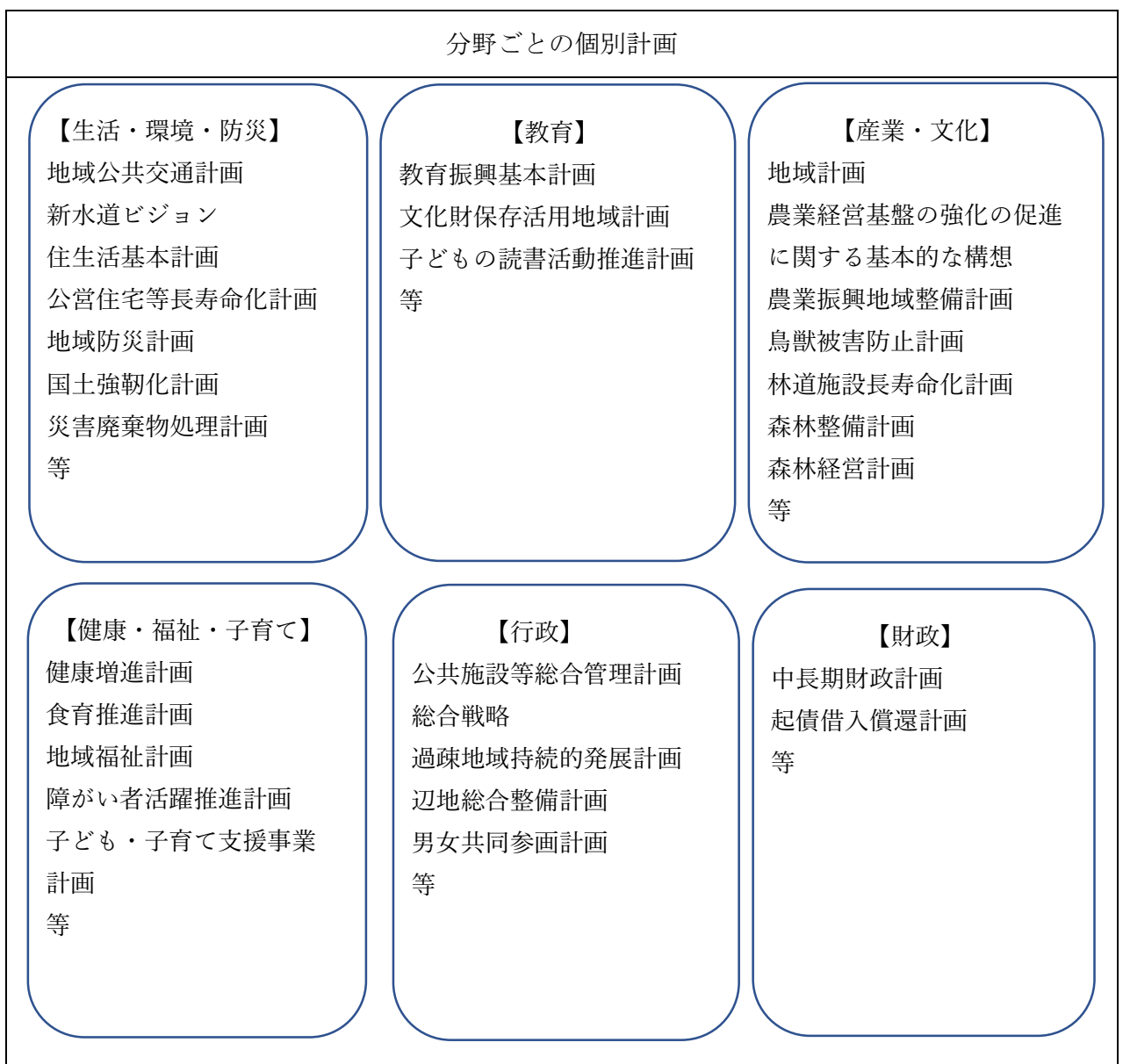
計画期間

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度		
基本構想	令和4～11年度											
基本計画	前期（令和4～7年度）			後期（令和8～11年度）							第7次計画	
実施計画	令和4～6年度		令和5～7年度		令和6～8年度		令和7～9年度		令和8～10年度		令和9～11年度	
									令和10～12年度			
											令和11～13年度	

3 総合計画と他の計画との関連性

総合計画は、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、各分野の個別計画や施策は本計画に即して展開されます。

第6次多良木町総合計画



4 基本構想の概要

(1) 基本理念

『持続可能なまちづくり』

秀麗な自然の中で、脈々と受け継がれてきた伝統文化や育まれてきた地域の人々の絆は、私たち町民の誇りであり、将来に伝承すべき本町の宝です。人口減少社会を迎えた現在においても、それは変わりません。豊かな自然、伝統文化、地域の人々の絆、それら町の宝を次世代に継承していくためには、人口減少社会においても、安心して住み続けられる持続可能なまちづくりを進めていかなければなりません。いつの時代も、すべての町民が郷土の誇りを胸に、幸せに暮らせるまちづくりを目指します。

(2) 目指す将来像

自然と歴史が調和し

誰もが安心して住み続けられる

活力と笑顔あふれるまち「たらぎ」

(3) 基本目標

まちづくりの基本理念と目指す将来像の実現を目的とし、政策分野ごとに5つの基本目標を設定しています。それぞれの目標に基本方針を定め、必要な取り組みを推進します。

基本目標 1

環境を守り、安全に安心して住み続けられるまちにしましょう (生活・環境・防災)

住居や道路など生活環境の整備、近年多発している大規模災害への備えや対応、交通事故防止対策、公共交通網の利便性向上など、誰もが安全に安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

基本方針 1 生活環境の充実

基本方針 2 防災・防犯体制の強化

基本方針 3 交通安全の推進

基本方針 4 公共交通網の整備

基本目標 2

生涯を通して学び、成長できるまちにしましょう（教育） （多良木町教育大綱）

生涯を通じた学びができるよう、生涯学習講座の開設や社会教育団体への支援を行い、誰もがいつでも学べる機会を提供していきます。また、子どもが持つ可能性を最大限発揮できる環境を整備し、それぞれに応じた教育を行いながら、ICT教育や英語教育を推進します。加えて、スポーツや人権教育などを通して、健康な心身を育み、互いに尊重し合える共生社会を推進します。

- 基本方針 1 生涯学習の推進
- 基本方針 2 学校教育の推進
- 基本方針 3 スポーツの推進
- 基本方針 4 共生社会の推進

基本目標 3

健康で充実した福祉のまちにしましょう（健康・福祉・子育て）

誰もが健康で安心して生活でき、年齢や障がいの有無にかかわらず、生き生きと住み続けられるよう支援します。また、子育て世代には、安心して出産、子育てできる環境を整備し、継続して支援をしていきます。

- 基本方針 1 健康づくりの推進
- 基本方針 2 高齢者福祉の充実
- 基本方針 3 子育て環境の整備、充実、発信
- 基本方針 4 障がい者福祉の充実

基本目標 4

歴史文化を大切にし、地域資源を活かした、活力あるまちに しましょう（産業・文化）

本町には古くから受け継がれてきた歴史や文化があります。それらを保存・活用しながら次世代に継承していきます。基幹産業である農林業は、農地や山林が持つ多面的機能を維持させながら、担い手の確保や生産基盤の強化、農地

集積や集約化、ICT を活用した機械の導入による省力化を進め、経営の安定化を図ります。また、高収益な農林産物の生産に取り組み、地域商社等と連携を図りながら農林業の所得向上につなげます。活力ある地場産業は、町の活性化の要です。商工会をはじめとした関係団体と連携しながら、担い手の確保対策、空き店舗対策や地場産業活性化対策に取り組み、町のにぎわいを創出します。観光業は、貴重な歴史文化遺産や多良木町都市農山村交流施設（ブルートレインたらぎ）などの地域資源を活かし、近隣市町村や関係機関と連携しながら新たな観光事業開発に取り組み、コロナ禍で落ち込んだ観光客の誘致を促進します。

- 基本方針 1 歴史文化遺産の保護と活用の推進（多良木町教育大綱）
- 基本方針 2 力強い農林業づくりの推進
- 基本方針 3 活力ある地域経済づくりの推進
- 基本方針 4 魅力ある観光地域づくりの推進

基本目標 5

持続可能なまちづくりを目指しましょう（行政・財政）

人口減少の中で、住み続けられる町にするためには、町民協働の下、財政に裏付けられた効果的・効率的な行政運営をしていく必要があります。また、人口減少を抑制するため、地方創生や移住定住施策に取り組みながら、雇用の場や人材の確保を推進していきます。加えて、人口減少や過疎化などの課題を、大学や企業と連携し、様々な方策を検討し、解決に向け取り組みます。

- 基本方針 1 持続可能な行財政運営
- 基本方針 2 地方創生の推進
- 基本方針 3 産官学連携の推進

第2章 策定の背景

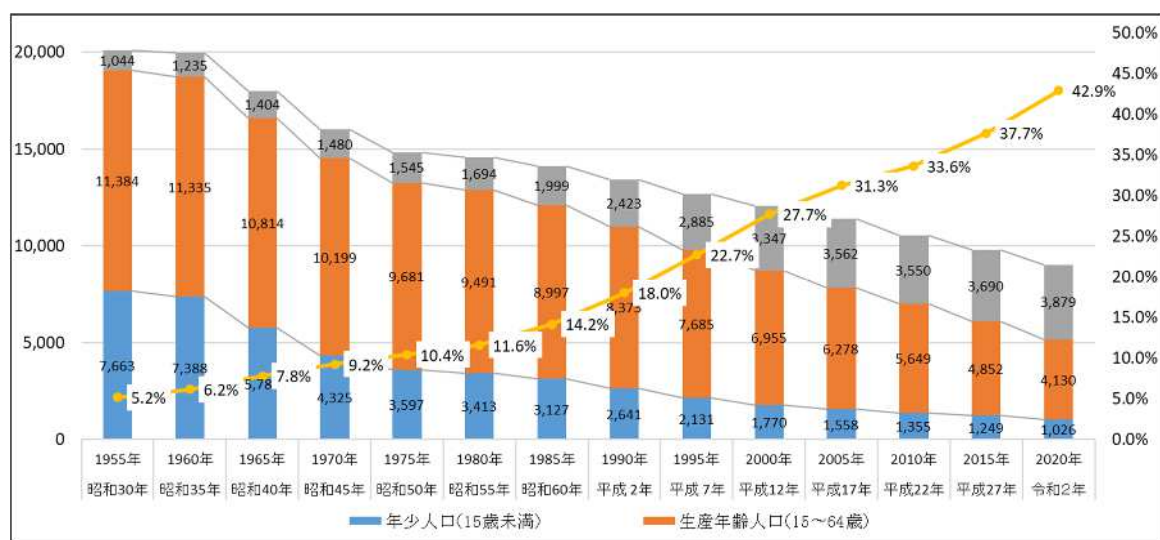
1 位置と地勢

本町の位置は、熊本県の南部、球磨郡の東部にあり、東西 21.0 km、南北 22.8 km、中央部は平坦地で、南部と北部は九州山地の支脈を形成する森林におおわれており、面積は 165.86 km²、人口は約 8,100 人となっています。産業は農林業が主で米、メロン、葉タバコ、野菜、果樹等が栽培され、畜産、酪農等が行われています。本町の約 80%は山林原野で檜、杉などの良材を産出しています。工業は自動車関連部品、精密電子部品、製材、木製品、焼酎、食料品、アパレル関連などの製造加工の工場があります。商業は国道 219 号沿いに商店街があり、5つの金融機関をはじめ飲食店や小売店が連なっています。

2 人口

本町の人口は、昭和 30 年（1955 年）に 20,091 人（人口ピーク）まで増加しましたが、その後、高度経済成長を背景に、地方から都市圏への人口移動が進みました。

それ以降、現在に至るまで依然として人口の減少傾向は続いており、令和 7 年 10 月 1 日現在で 8,169 人まで減少し、今後も減少傾向は続きます。

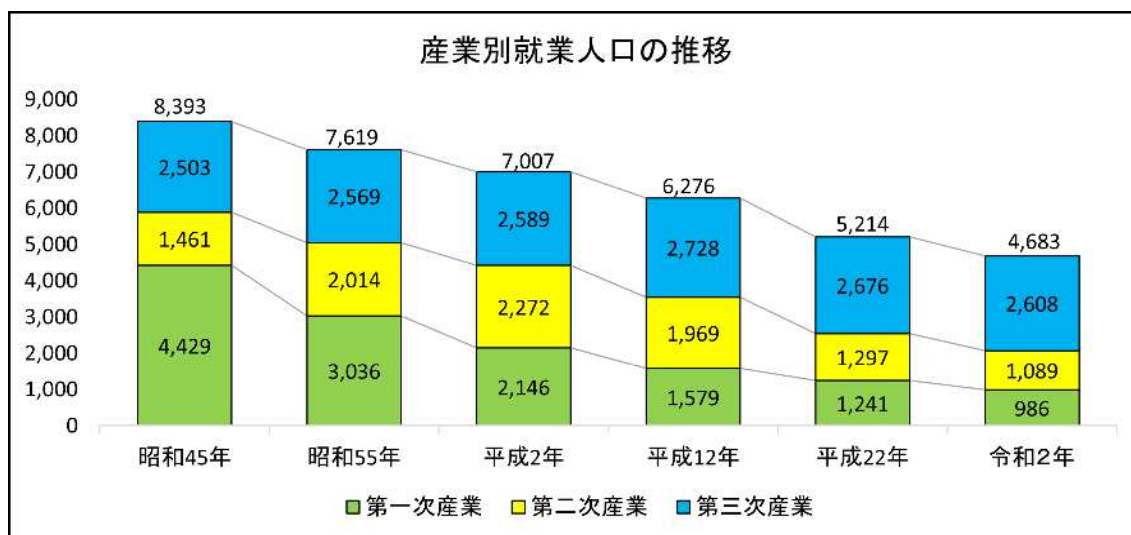


国勢調査

3 産業別就業者数

令和 2 年国勢調査による就業人口は 4,683 人で、内訳としては第一次産業が 986 人 (21.1%)、第二次産業が 1,089 人 (23.3%)、第三次産業が 2,608 人 (55.7%) です。平

成 12 年と比較すると、就業人口で 1,593 人も減少しています。産業別にみると第一次産業が 593 人(減少率 37.5%)の減少、第二次産業は 880 人(減少率 44.7%)の減少、第三次産業は 120 人(減少率 4.4%)減少しています。就業人口比率でみると、第一次産業が平成 12 年 25.2%から令和 2 年には 23.3%に減少、第二次産業が平成 12 年 31.4%から令和 2 年 23.3%に減少している一方、第三次産業は平成 12 年の 43.5%から令和 2 年 51.5%と大幅に増加しています。このように全体的に就業人口の減少が続いていますが、中でも第一次・第二次産業の就業人口の減少が顕著です。



国勢調査

4 財政状況

本町の財政状況は、令和 6 年度決算において実質収支では約 4 億 6 千 9 百万円の黒字を計上しましたが、これは臨時財政対策債の発行や普通交付税の増などにより黒字の状態を保っているところです。平成 20 年度をピークに減少に転じていた公債費も近年は増加傾向にあり、令和 9 年度には 7 億円を超える見込みです。今後は、社会保障費等の義務的経費の増加、公共施設の改修や維持管理の増加、多良木中学校改築事業に係る起債償還の据置期間終了に伴い公債費もさらなる増加が見込まれるため、国の動向や経済の状況により一般財源の確保が困難となってきた場合は、基金の取崩しをしなければならない状況です。

また、財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成 26 年度決算は 87.7%、令和 6 年度決算においては 83.4%と減少傾向にあるものの、財政の硬直化を回避させるために計画的な財政運営を図る必要があります。加えて、物価や原油価格の高騰による景気の落ち込みや本町の人口減少等により、町税等の今後の増額は見込めないため、ふるさと納

税等での自主財源の確保を図ることが重要です。そのうえで、事業の必要性や緊急性を考慮し、実施する事業の優先度を判断していくとともに、官民連携による新たな事業手法を検討しながら、必要な財源を確保し、健全な財政運営を進めていく必要があります。

普通会計歳入・歳出の推移

1 歳入の推移

(単位：千円、%)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	決算額	構成比	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	構成比	決算額	構成比
町 税	796,588	9.2%	785,298	8.8%	828,189	9.1%	858,225	9.9%	806,072	9.7%
地方譲与税等	323,070	3.7%	356,750	4.0%	358,358	3.9%	359,879	4.2%	426,067	5.1%
地方交付税	3,186,438	36.6%	3,391,184	38.2%	3,373,375	36.9%	3,316,368	38.4%	3,415,747	41.0%
分担金・負担金	38,264	0.4%	38,721	0.4%	37,588	0.4%	30,652	0.4%	28,305	0.3%
使用料・手数料	95,750	1.1%	95,904	1.1%	99,146	1.1%	102,015	1.2%	103,903	1.2%
国庫支出金	2,101,498	24.2%	1,872,747	21.1%	1,362,656	14.9%	1,291,082	15.0%	1,087,442	13.1%
県支出金	741,426	8.5%	844,284	9.5%	808,130	8.9%	803,389	9.3%	771,345	9.2%
財産収入	34,675	0.4%	126,491	1.4%	61,806	0.7%	60,790	0.7%	91,067	1.1%
町 債	778,344	9.0%	674,500	7.6%	1,192,107	13.1%	457,372	5.3%	562,841	6.7%
寄附金	101,098	1.2%	131,079	1.5%	107,507	1.2%	197,075	2.3%	288,908	3.5%
繰入金	62,012	0.7%	12,709	0.1%	293,504	3.2%	69,355	0.8%	62,414	0.7%
繰越金	371,936	4.3%	454,332	5.2%	514,095	5.6%	999,954	11.6%	599,767	7.2%
諸収入	64,889	0.7%	98,571	1.1%	93,078	1.0%	81,731	0.9%	98,609	1.2%
合 計	8,695,988	100.0%	8,882,570	100.0%	9,129,539	100.0%	8,627,887	100.0%	8,342,487	100.0%

2 歳出の推移

(単位：千円、%)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
人件費	939,401	11.4%	969,242	11.6%	980,005	12.1%	942,213	11.7%	1,051,466	13.5%
物件費	1,088,866	13.2%	871,136	10.4%	885,989	10.9%	1,231,260	15.3%	1,035,531	13.3%
維持補修費	61,272	0.7%	53,015	0.6%	51,064	0.6%	53,359	0.7%	120,010	1.5%
扶助費	1,194,823	14.5%	1,407,872	16.9%	1,237,190	15.3%	1,238,861	15.4%	1,252,362	16.1%
補助費等	2,197,345	26.6%	1,432,928	17.1%	1,339,614	16.5%	1,256,971	15.6%	1,533,378	19.7%
普通建設事業費	858,183	10.4%	1,496,136	17.9%	1,118,440	13.8%	1,171,296	14.6%	712,017	9.1%
災害復旧事業	210,898	2.6%	354,994	4.2%	223,373	2.7%	247,424	3.1%	337,877	4.3%
投資・出資・貸付金	55,000	0.7%	60,500	0.7%	66,000	0.8%	72,500	0.9%	97,027	1.2%
公債費	583,764	7.1%	601,256	7.2%	645,918	7.9%	630,523	7.9%	634,354	8.1%
積立金	296,729	3.6%	353,875	4.2%	831,913	10.2%	432,754	5.4%	440,607	5.6%
繰出金	755,375	9.2%	767,521	9.2%	750,079	9.2%	750,960	9.4%	592,127	7.6%
歳出合計	8,241,656	100.0%	8,368,475	100.0%	8,129,585	100.0%	8,028,121	100.0%	7,806,756	100.0%

財 政 計 画 表

1 歳入

(単位：千円、%)

区分	令和8年度		令和11年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
町 税	847,317	9.9%	846,017	11.4%
地 方 譲 与 税 等	397,429	4.7%	394,104	5.3%
地 方 交 付 税	3,260,926	38.3%	3,211,053	43.5%
分 担 金 ・ 負 担 金	29,556	0.3%	37,579	0.5%
使 用 料 ・ 手 数 料	101,608	1.2%	99,856	1.3%
国 庫 支 出 金	1,188,731	14.0%	969,616	13.1%
県 支 出 金	763,892	9.0%	759,544	10.3%
財 産 収 入	63,639	0.7%	63,639	0.9%
町 債	564,600	6.6%	212,500	2.9%
寄 附 金	346,150	4.1%	346,150	4.7%
繰 入 金	231,378	2.7%	283,265	3.8%
繰 越 金	639,210	7.5%	85,031	1.1%
諸 収 入	88,606	1.0%	88,606	1.2%
合 計	8,523,042	100.0%	7,396,960	100.0%

2 歳出

(単位：千円、%)

区分	令和8年度		令和11年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
人 件 費	1,082,847	13.5%	1,111,124	15.1%
物 件 費	1,177,403	14.7%	1,215,635	16.5%
維 持 補 修 費	122,424	1.5%	126,135	1.7%
扶 助 費	1,191,024	14.9%	1,189,146	16.2%
補 助 費 等	1,578,413	19.7%	1,575,152	21.4%
普 通 建 設 事 業 費	1,076,895	13.4%	351,151	4.8%
災 害 復 旧 事 業	229,543	2.9%	222,727	3.0%
投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金	87,682	1.1%	54,209	0.7%
公 債 費	682,575	8.5%	729,368	9.9%
積 立 金	177,575	2.2%	179,394	2.4%
繰 出 金	605,338	7.6%	609,863	8.3%
歳 出 合 計	8,011,719	100.0%	7,363,904	100.0%

第3章 多良木町を取り巻く社会情勢

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会の変化

新型コロナウイルス感染症の拡大は、外出自粛をはじめとした人と人との接触機会の減少、一部業種の営業自粛や休業要請など、社会経済に大きな影響を与えるとともに、テレワークなどインターネット環境を活用した新たな働き方が広がり、人々の価値観や生活様式に大きな変化をもたらしました。新しい生活様式の普及やデジタル化の進展に加え、都市部に人口や機能が集中するリスクへの警戒感から、二地域居住や地方移住への関心も高まっています。

一方で、地域コミュニティにおいては、従来の担い手不足に加え、感染症の拡大により交流機会が減少していることから、地域・行政が連携して活力を維持する必要があります。

2 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成20年をピークに減少し始め、2025（令和7）年4月1日現在の人口推計（総務省「人口推計（令和7年4月1日現在）」によると、総人口は1億2,339万人であり、前期計画策定時（令和3年4月1日）と比べると4年間で約202万人減少しています。

本町においても、昭和30年（1955年）の20,091人をピークとして人口が大きく減少しており、前期計画期間の4年間でも約900人減少しました。

都市圏への人口流出には歯止めがかからず、加えて、少子高齢化が進展したことから、現在に至るまで依然として人口の減少傾向は続いています。その結果、本町の人口は8,169人（令和7年10月1日現在）、65歳以上の高齢者の割合は45.1%を超え、超高齢社会となっています。

3 安全・安心なまちづくり

平成23年3月の東日本大震災や、平成28年4月の熊本地震、平成29年7月の九州北部豪雨、本町をはじめ球磨川流域を中心に県南部に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨など、全国各地で地震や台風、局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害などの自然災害が頻発化、激甚化し、防災意識が全国的に高まっています。

災害による被害を軽減するためには、国や地方自治体による「公助」、自分や家族で備える「自助」、地域コミュニティによる「共助」の連携が不可欠で

す。また、被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考え方も必要であり、災害に強いまちづくりが求められています。

加えて、消費者被害、特殊詐欺などの犯罪被害に対しての不安要素が増大しており、地域での防犯意識の向上が求められています。これら地域の安全・安心に対する取り組みについては、行政だけでなく、地域全体で互いに助け合い、連携しながら取り組むことが重要です。

4 デジタル化の進展

ICT（情報通信技術）、AI（人工知能）、RPA（ロボットによる業務の自動化）などのデジタル技術が急速に進歩し、これらの技術は私たちの生活や仕事の場など身近なところでの実装が加速しています。これにより、情報の迅速な共有や効率的な処理が可能となり、テレワークやキャッシュレス決済の普及、業務の効率化や新たな価値の創出を図る取り組みが進められています。我が国は、こうした社会を「Society 5.0」と呼び、少子高齢化や過疎化などの社会課題や困難を克服する社会の実現に向けた取り組みを推進しています。本町においても、マイナンバーカードとデジタル技術を活用し、申請手続き時や証明書取得時の住民負担の軽減を図る取り組みを実施しており、今後、さらに地域全体でデジタル技術の利活用を進め、持続可能な行政サービスの提供や地域が直面する諸課題の解決に向け、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を図る必要があります。

5 行財政運営

人口減少や少子高齢化が進む中、税収や地方交付税が減少し、高齢化にともなう社会保障関係経費は増加することが見込まれます。また、公共施設、道路、橋梁などの維持管理・更新経費の増加に加え、新たな課題に対応するため財政需要が見込まれています。

このような状況を踏まえ、健全な財政運営を図るためには、事業の中止や縮小を含め、実施する事業の優先度を判断していく必要があります。また、官民連携による新たな事業手法の導入や民間資金の活用などを行い、事業の展開・公費負担の最小化を図る必要があります。

6 「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて（SDGs）

SDGs とは「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能な社会を目指して、平成 27 年（2015 年）9 月に国連サミットにおいて、全会一致で採択された 2030 年を年限とする 17 個の国際目標です。政府は国内の基盤整備に取り組み、平成 28 年（2016 年）12 月、「SDGs 実施指針」を決定しています。本町においても「誰一人取り残さない」持続可能なまちづくりを基本に据えて、前期基本計画に引き続き、各施策の関係する横断的な取組みとして掲載しています。



第6次多良木町総合計画
後期基本計画

第2部 後期基本計画

第1章 環境を守り、安全に安心して住み続けられるまちにしましょう（生活・環境・防災）

基本方針1 生活環境の充実

基本施策1 生活環境の向上



現況・課題

- 安心して住み続けられる町にするために、住宅の安全性、快適性を高める必要があります。
- 公営住宅319戸（令和7年4月1日現在）を管理していますが、耐用年数を過ぎている住棟が全体の5割を超えるなど、町営住宅の老朽化が進んでいます。公営住宅等長寿命化計画に基づいた建替えや改修など計画的な整備、点在する住宅の集約が必要です。
- 本町の道路網は、国道219号をはじめ県道の主要地方道3路線、一般県道6路線、町道326路線、193橋梁からなっており、生活する上で欠かせないものです。生活するために必要な道路や橋梁が安全に長く利用できるように、維持管理及び整備を計画的に行っていく必要があります。

取り組み

- ◎住宅等の安全性、居住性を高めるためのリフォームをする場合に支援をします。
- ◎公営住宅等長寿命化計画に基づき整備を進めます。
- ◎生活道路や橋梁の長寿命化計画に基づき、維持管理及び整備を行います。

主要事業

主要事業名	概要
住宅リフォーム事業	住宅等のリフォームを行う場合に財政的支援を行う。
公営住宅等整備事業	公営住宅等長寿命化計画に基づき、地域性や人口動態に応じた新設や建替え、集約等を計画的に行う。
町道等長寿命化事業	生活道路や橋梁の長寿命化計画に基づき、道路の舗装や橋梁について、改良や補修を行いながら適切な維持管理及び整備を行う。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)		目標時 (令和11年度)
多良木町舗装維持管理計画に基づく舗装補修路線数(町道)	—	⇒	累計5路線 (R8～R11)
多良木町橋梁長寿命化計画に基づく補修橋梁数	—		累計7橋 (R8～R11)

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

基本施策2 適正なごみ処理・資源リサイクル、再生可能エネルギーの推進



現況・課題

- 本町が人吉球磨クリーンプラザに持ち込むごみ(資源ごみを除く)の搬入量は、令和6年度で年間約1,985t、一人当たり約235kgです。年間のごみの搬入量は減少傾向にありますが、一人当たりのごみの搬入量は令和3年度と比較するとほぼ変化はありません。
- 白色トレイや衣類のリサイクルを新たに開始しておりますが、その他のプラスチックごみについてもリサイクルを推進する必要があります。
- 本町の基幹産業である第一次産業を支え、美しい景観を創り出している豊かな自然環境を守り、次世代に引き継いでいくことは、私たちの責務です。地球規模で進んでいる地球温暖化の問題は、自然環境に大きな影響を与えており、自然と共生し自然の恵みで産業を生み出す我が町にとって避けることのできない大きな課題となっています。

取り組み

- ◎ペットボトルラベル及び白色トレイを除いたプラスチック使用製品について、一括収集や分別収集等の収集方法を検討し、リサイクルストックヤードでの収集を実施することにより、更なるリサイクルの推進に取り組みます。
- ◎小型充電式電池の収集方法、保管場所、周知内容について検討し、リサイクルストックヤードでの収集を実施します。
- ◎脱炭素・循環型社会を推進するため、クリーンエネルギー、再生可能エネルギー及び自然エネルギー利用施設の設置について普及促進に努めます。

主要事業

主要事業名	概要
リサイクル事業	ストックヤードを活用し、プラスチック使用製品や小型充電式電池を含めたリサイクルを推進・実施する。
ごみ減量、環境保護啓発事業	回覧・ホームページ・防災無線等を活用し、リサイクル事業と連携しながらごみ減量化を図る。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)	⇒	目標時 (令和11年度)
ごみの排出量	1,945 t		1,850 t

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

基本方針2 防災・防犯体制の強化

基本施策1 防災施設の機能強化



現況・課題

- 令和2年7月豪雨では球磨川流域が甚大な被害を受け、多良木町も浸水や土砂災害のリスクが顕在化しました。これを受けて、孤立する恐れがある集落との情報伝達体制強化と併せて、一次避難所の環境整備や資機材の充実化を行う必要があります。
- 平成28年熊本地震では多良木町は直接的な被害は少なかったものの、被災地では余震が続いたことによる指定避難所以外への避難者の増加、避難所の過密・衛生環境の悪化などの課題が浮き彫りとなりました。避難所機能の充実を図るため、バリアフリー化や衛生設備の整備だけでなく、高齢者や障がい者、乳幼児また車中泊、ペットなど多様な避難者等に対応できるよう設備の機能強化を行う必要があります。
- 令和6年能登半島地震では、地震+豪雨、風水害との連続被災リスクへの備えが弱いことが指摘されています。災害時では感染症対策（例：新型コロナウイルス感染症）や他リスク（火災、土砂災害）と同時対応できる人的資源が不足します。そのため感染症対応スペース、ゾーニング、衛生設備強化などに取り組む必要があります。

取り組み

- ◎「多良木町国土強靱化地域計画」に基づき事業を実施します。
- ◎防災行政無線だけでなく連携している多良木町公式 SNS への登録者を増やし、伝達方法の多重化を図ります。
- ◎複合災害や多様な避難者等に対応した避難所機能の強化を図ります。
- ◎食料、生理用品などの備蓄品を計画的に更新・拡充し浸水や土砂災害に備えた機材の配置を強化します。
- ◎関係機関との連携を密にし、防災協定団体の拡充を行い、災害対応力の強化を図ります。

主要事業

主要事業名	概要
防災情報 DX 推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の「避難所運営」「被害報告」「情報共有」等の業務を DX 化し効率化を図る。 ・多良木町公式 SNS 内に防災関連情報を整備し町民の防災意識の向上を図る。 ・防災行政無線と連携している多良木町公式 SNS への登録者数を増やし、町民全体の情報入手手段の多重化を推進する。
避難所機能充実化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・TKB（トイレ、キッチン、ベッド）や空調設備を中心に避難所の避難生活環境を整備することで災害関連死などを防止する。 ・全ての避難所近辺へ備蓄倉庫や貯水槽を整備し初動対応の向上を図る。 ・高齢者、障がい者、外国人、その他の特に配慮が必要な要配慮者にも対応できる施設・設備を避難所に導入し、避難所を「ただの一時的な避難場所」から「安心して過ごせる生活空間」へと進化させる。

指標

指標名	計画時 (令和 7 年度)		目標時 (令和 11 年度)
情報等伝達登録件数	1,400 件	⇒	2,000 件
安全で快適な指定避難所数	3 箇所		8 箇所

※計画時数値については令和 7 年度または直近の数値

基本施策 2 地域の安全・減災体制づくりの推進



現況・課題

- 本町には自主防災組織が 49 組織あります。災害時は、共助（自分たちの地域は自分たちで守る）が重要となりますが、組織役員への担い手不足、高齢化、若い世代の活動不参加といった問題が組織に共通してあるため、組織内の活性化を促す必要があります。
- 49 の自主防災組織の中で、訓練頻度、備蓄量、防犯活動に格差が見受けられるため、地区毎に防災リーダーを育成し、自主防災組織活動の底上げを促す必要があります。
- 災害時要配慮者への支援者として、行政、消防団、自主防災組織、民生委員などの役割分担が不明確となっています。個別避難計画を作成し、誰が、いつ、どのタイミングで支援を開始するのをはっきりとさせておく必要があります。
- 本町には消防団員は 388 人在籍しています（平均年齢 43 歳）。人口減少とともに団員数は年々減少傾向であり、特に若年層の減少による新入団員の減少が主な要因です。このまま消防団員の減少が続くと、地域の防災力の低下につながるため、消防団員の確保が急務です。
- 本町には消防関連施設・設備として、消防団拠点施設、防火水槽、消火栓、積載車、動力ポンプなどがあります。地域防災力を維持していくためには、要である消防関連施設・設備を計画的に更新していくことが重要です。

取り組み

- ◎「多良木町国土強靱化地域計画」に基づき事業を実施します。
- ◎地区防災計画の PDCA サイクルを徹底し、自主防災組織活動の安定・持続化を図ります。
- ◎地域の防災リーダーを育成するため、防災士の資格取得を推進します。
- ◎消防団員確保のため、活動内容を限定した機能別消防団で消防活動が続けられるようにし、団員の確保を推進します。また、消防団活動を周知し、新入団員の加入を促進します。

主要事業

主要事業名	概要
地域防災力強化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織に対して防災講話や研修会の実施、地区防災計画改定支援、防災活動のための備蓄食料・資機材等の整備助成、防災訓練等準備支援 ・防災士資格を取得する際の支援、防災士による出前講座の実施

	・自主防災組織、消防団、防災士会等、関係機関と連携し、地震や豪雨災害を想定した図上訓練及び実動訓練の実施
消防力総合強化事業	・消防団拠点施設整備、耐震性貯水槽整備、消防積載車導入、消防小型ポンプ導入 ・機能別消防団員制度の拡充、SNS を活用した消防団活動の周知、消防団 PR イベントの開催

指標

指標名	計画時 (令和 7 年度)		目標時 (令和 11 年度)
PDCA サイクルに基づく地区防災計画改定組織数	0 組織	⇒	49 組織
防災士資格取得者数	107 人		150 人
災害時初動対応可能人数	105 人/件		120 人/件

※計画時数値については令和 7 年度または直近の数値

基本施策 3 地域防犯力の強化



現況・課題

- 令和 7 年の本町の犯罪率は 1.8 と県内平均 3.2 を下回っていますが、より安全で安心して暮らせる町を実現するため、地域ぐるみで、犯罪等の防止に取り組む必要があります。
※犯罪率は、人口 1,000 人当たりの認知件数です。熊本県内の犯罪情勢（令和 7 年 9 月末現在） 確定値を引用しています。
- 町内においても児童生徒への声かけ事案が発生しており、子どもが犯罪や事故に巻き込まれないよう、地域で子どもを見守る体制を強化する必要があります。
- 町内においても高齢者を狙った特殊詐欺が発生しており、高齢者が被害に遭わないために、警察署や関係機関と連携し、犯罪被害を未然に防ぐ必要があります。
- 「多良木町犯罪被害者等支援条例」の基本理念に則り、町民が安心安全に暮らすことができる地域社会を実現するため、身体的及び精神的被害の回復及び軽減を図る必要があります。

取り組み

- ◎町内に LED 防犯灯 1,624 基、防犯カメラ 53 台を配備していますが、それらを継続的に整備・維持管理するだけでなく、行政+民間+地域の協働を推進し、総合的に犯罪を抑止する犯罪環境設計を推進します。
- ◎警察署や青少年補導員など関係機関と連携し、町内防犯パトロールを行い、子どもの安全を確保し犯罪を未然に防ぎます。
- ◎警察署と連携し、犯罪情報を密に共有し、共有した情報はすみやかに防災行政無線等で周知します。
- ◎犯罪被害者講演会等を通じ、町民等に犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を促します。

主要事業

主要事業名	概要
防犯灯整備事業	防犯灯の設置・修繕・撤去・移設等の実施
防犯カメラ整備活用事業	・ 事件・事故多発区間への防犯カメラの設置の実施 ・ 防犯カメラを設置する町民及び事業所に設置費用の一部補助を実施 ・ 事件事故・行方不明者の捜索に係る警察署への映像データ提供を実施

指標

指標名	計画時 (令和 7 年度)		目標時 (令和 11 年度)
防犯灯設置基数	1,624 基	⇒	1,710 基
町内防犯カメラ設置数	53 台		120 台

※計画時数値については令和 7 年度または直近の数値

基本方針 3 交通安全の推進

基本施策 1 事故防止対策の強化



現況・課題

- 町内の事故発生件数は令和 6 年で 2 件、負傷者 3 名で、近隣町村平均事故発生件数 3.7 件、負傷者 6 名と比較すると低い水準にあります。また、多良木町民が第 1 当事者となられた事故は 6 件、負傷者 7 名で、そのうち高齢者の負傷者が 3 名となっており、高齢者の割合が高くなっています。

※交通事故統計（令和 6 年中）を引用しています。

- 人口の高齢化に伴い、交通事故の割合も高齢者が第 1 当事者となる割合が高まっています。また、全国的に子どもが巻き込まれる悲惨な事故も多く起きています。そのため、運転者に事故を起こさせない、歩行者を事故に遭わせない対策が必要です。

取り組み

- ◎地域全体で危険箇所を早期に発見し情報共有できる体制を整備し、交通安全施設整備や見守り活動などを活用し複合的に交通事故防止に取り組みます。
- ◎高齢者や小中学生への交通安全教室等の開催だけでなく、防災行政無線、電光掲示板や SNS 等を活用し、幅広い世代に交通安全広報を実施します。
- ◎行政・警察・学校・住民団体に情報共有し、交通指導員と連携して街頭指導を行います。

主要事業

主要事業名	概要
交通安全施設整備事業	カーブミラー・ガードレール等の設置及び修繕。通学路のストップマーク設置、交通安全看板等の設置。
事故防止対策事業	交通指導員による街頭指導、交通安全教室の実施、イベント時の警戒活動、交通安全運動時のキャンペーン活動。職員による交通安全運動週間の呼びかけ。

指標

指標名	計画時 (令和 7 年度)		目標時 (令和 11 年度)
町民が第 1 当事者の交通事故件数	事故 5 件	⇒	計画時事故件数以下

※計画時数値については令和 7 年度または直近の数値

基本方針 4 公共交通網の整備

基本施策 1 利便性の高い公共交通体制の確保



現況・課題

- 高齢化などに伴い、自動車を運転できない方々のために、自家用車に代わる公共交通が必要不可欠です。

- 令和4年3月に「人吉球磨公共交通計画」を人吉球磨10市町村で策定し、広域的な「持続可能な公共交通」を機能させるため、地域公共交通の再構築や利便性向上、サービスの充実など公共交通の利用促進を図っています。
- 過疎化・高齢化が進展する中でも住み慣れた地域で生活し続けることができるよう地域公共交通の確保維持を目指し、令和5年7月に「多良木町地域公共交通計画」を策定しましたが、コミュニティ交通である予約制乗り合いタクシーの利用者数は減少しており、運行方法の見直しや利便性向上のための取り組みが求められています。
- くま川鉄道や産交バスは地域公共交通の要ですが、令和2年7月豪雨災害やライフスタイルの多様化の影響を受け、乗車数が減少し両社の運営状況は非常に厳しい状況です。

取り組み

- ◎コミュニティ交通の利便性向上のため、町内タクシー組合など関係機関と連携し、予約制乗り合いタクシーの運行体制の改善・見直しを図ります。
- ◎令和8年上半期中の全線復旧を目指しているくま川鉄道や産交バスが安定的に運営できるよう、国、県、近隣市町村と連携しながら支援を行います。

主要事業

主要事業名	概要
コミュニティ交通確保事業	多様化する地域住民の移動ニーズに的確に対応し、町民の移動手段を維持し続けることができる公共交通を確保する。
地域間公共交通支援事業	くま川鉄道や産交バス等の市町村間を結ぶ幹線的な公共交通の維持・確保のため、財政的な支援と合わせて利用促進に向けた取り組みを行う。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)	⇒	目標時 (令和11年度)
公共交通の年間利用者数	185,929人		186,000人

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

第2章 生涯を通して学び、成長できるまちにしましょう (教 育)(多良木町教育大綱)

基本方針1 生涯学習の推進

基本施策1 生涯学習活動の活性化



現況・課題

- 高齢化の進行に伴う社会変容により、生涯学習の内容・ニーズも多様化しています。
- 例年、新講座を開設していますが参加者数は年々減少しているため、町民ニーズに対応した生涯学習教室を開催していく必要があります。
- インターネットやスマートフォン、タブレットなどの情報端末が普及し、どこでも必要な情報を収集・発信できるなど、情報通信技術は生活を支える重要な役割を持っています。本町の生涯学習においても、デジタル化に対応した学習が必要です。

取り組み

- ◎町民一人ひとりが、生涯各期(ライフステージ)にわたっていろいろな学習活動ができるように、生涯学習の推進体制をはじめ、学習機会の情報提供、学習意欲を高める啓発活動、あるいは生涯学習施設の整備等、様々な学習環境の整備を図ります。
- ◎それぞれの生涯各期の意味を明らかにし、発達段階に応じた目標を掲げ、学習機会の充実に向けて取り組みます。
- ◎デジタル社会に応じた生涯学習の開催に取り組みます。
- ◎学習による文化的多様性の持つ価値への理解促進を図ります。
- ◎生涯学習活動の要である青少年育成会議や社会教育関係団体を支援し、活性化を図ります。

主要事業

主要事業名	概要
生涯学習講座の開設事業	文化的多様性やデジタル社会を意識した生涯学習教室の開設を行う。
社会教育団体等支援事業	公民分館、青少年育成会議、社会教育関係団体が行う生涯学習活動事業へ財政的支援を行う。
読書活動推進事業	ブックスタート事業、くまさんおはなし会を開催する。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)		目標時 (令和11年度)
文化的多様性に関する生涯学習教室の開設数	1 講座	⇒	2 講座
図書室の図書年間貸出冊数	11,879 冊		12,000 冊

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

基本方針2 学校教育の推進

基本施策1 豊かな心・確かな学力・健やかな体を育む学校づくり



現況・課題

- 少子化と過疎化の進行に伴い、出生者数の減少が今後も年々進行していくと予測されます。
- すべての児童生徒にタブレットを配布し、各教室に電子黒板を設置し、全児童・生徒にAI デジタルドリル（タブドリオンライン）を導入するなど、学習基盤の整備は進みましたが、今後はそのデータ活用や習熟度に応じた指導の実践が一層求められます。
- 生活習慣の変化等に伴い、子どもの体力は引き続き低下傾向にあり、学校・家庭・地域が連携した継続的な体力向上策が必要となっています。
- 特別支援教育においては、障がいの多様化・複雑化が進んでおり、支援員配置後の次の段階として、体制の質の向上と全教職員の専門性強化が必要となります。
- 人口減少や生活環境の変化に伴い子どもが地域と関わる機会が少なくなり、郷土の食材や食文化へ触れる機会も少なくなっています。子どもたちが地域の食文化に親しみ、食への関心と理解を深める取り組みが必要です。

取り組み

- ◎GIGA スクール構想を深化させ、AI デジタルドリル等のデータを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させ、確かな学力の定着を図ります。
- ◎「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域社会との連携を強化し、豊かな人間性、自らを律する心を育成します。
- ◎授業改善や地域連携を通じた運動機会の創出により、児童生徒の体力向上と健やかな体の育成に取り組みます。

- ◎特別支援教育支援員など外部人材の専門性の向上を図り、教員業務支援員（県費・町費）などの適切な活用と併せて、多様な教育ニーズに対応できる体制を維持・強化します。
- ◎子どもたちが地域の食文化に親しみ、食への関心と理解を深めるため、学校給食で地元の食材や郷土料理を活用し、心身の発達並びに食育の推進に寄与するおいしく楽しい給食の充実を図ります。
- ◎職場体験活動、地域連携活動等の推進により、産業構造等の理解だけでなく地域社会や環境保全への貢献などの社会的意義の学習を行い、「郷土愛と感謝の心」を育む教育に取り組みます。

主要事業

主要事業名	概要
学校教育専門人材活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き書写指導の専門的な知識を持つ講師を配置する。外国語指導については、2名のALT（外国語指導助手）やオンライン英会話事業の活用により指導体制を維持しつつ、さらなる充実を図るため、専門的な知識・経験を持つ外部講師の配置についても検討・調整を行う。 ・町内全小中学校を巡回するICT支援員による指導体制の維持・強化を行う。
オンライン英会話事業	オンラインを活用した外国人講師との英会話を実施する。
教職員等研修事業	AIデジタルドリルなどのICTを用いたデータ分析に基づく授業改善等の研修を計画的に実施する。
特別支援教育支援員配置事業	障がいの多様化・複雑化に対応するため、特別支援を必要とする児童生徒に対し、支援員を適切に配置し、きめ細やかな個別支援を提供する。
学校給食事業	給食の食材費を賄うことで町内小中学校児童生徒の給食費無償化を実施する。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)		目標時 (令和11年度)
児童生徒のAIデジタルドリルの活用率	令和7年度導入	⇒	90%
外国語学習に対する意識調査で「好き、分かる」と回答した児童、生徒の割合	67%		80%

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

基本施策2 地域とともにある学校づくり



現況・課題

- 少子化による学校の小規模化が進行し、多様な教育経験の機会確保が課題です。
- 教職員の勤務負担が増加するなか、複雑化・多様化する学校課題への対応力を高めるため、「チームとしての学校」の体制強化が不可欠です。
- 地域住民の減少に伴い、学校運営への地域参画や、子どもたちの地域との交流機会の確保をより一層推進する必要があります。また、情報収集等を行い地域人材の把握と確保を行う必要があります。

取り組み

- ◎学校・家庭・地域が連携し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図ります。
- ◎学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域全体で未来を担う子どもたちを育む環境を整備することにより、学校を核とした地域コミュニティの維持・活性化にも取り組みます。
- ◎児童生徒の補充学習や発展学習を行うため、多良木未来塾を開催し、児童生徒の学力向上及び学習意欲の向上に資する取り組みを行います。

主要事業

主要事業名	概要
コミュニティ・スクール推進事業	地域人材を登用した教育活動や環境整備など、地域学校協働活動と連携した取り組みを促進し、特色ある学校づくりを推進する。
地域学校協働活動推進事業	地域住民、団体等が参画し、地域と学校が連携・協働した学校支援や学習支援（多良木未来塾）、地域振興を推進する。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)		目標時 (令和11年度)
地域学校協働活動に参画する地域住民の数(実人数)	44人	⇒	50人

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

基本施策3 安全・安心な学校施設整備・充実



現況・課題

- 近年、夏の気温上昇が著しく、体育館での体育活動や学校行事における児童生徒の健康と安全を最優先するため、熱中症リスクを回避するための空調設備設置が喫緊の課題です。
- 水銀灯の製造中止期限が迫る中、一部体育館の照明が老朽化しており、児童生徒の視環境及び学習・運動環境の質の向上のため、早期のLED化改修が必要です。
- 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であると同時に、災害時には地域住民の避難場所としての重要な役割を担っています。このため、長期的な維持管理（長寿命化）と、災害時の避難環境の質にも配慮した計画的な改修が必要です。
- 現在の多良木町学校給食センターは建設から25年以上が経過し、老朽化した設備・機械器具類の更新が必要です。

取り組み

- ◎児童生徒の健康と安全を最優先するため、熱中症対策として町内小・中学校の体育館への空調設備及び断熱設備の整備を早期に完了させます。
- ◎水銀灯廃止期限を見据え、児童生徒が安全かつ快適に運動・学習できる視環境を整備するため、全校体育館照明のLED化を完了させます。
- ◎施設の長寿命化計画に基づき、教育環境の安全性及び機能性の維持・向上を目的とした改修・修繕を計画的に実施し、防災拠点としての機能維持に努めます。
- ◎安全・安心な学校給食の提供のため、今後も老朽化した給食センター設備・機械器具類の更新を行います。

主要事業

主要事業名	概要
小中学校整備事業	児童生徒にとってより安全で快適な教育環境を整備し、災害時の避難所機能の強化を図ることを目的として、水銀灯のLED化・空調設備の整備を計画的に行う。
給食センター施設整備事業	老朽化した設備・機械器具類の更新を計画的に行う。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)		目標時 (令和11年度)
町内小学校体育館の LED 照明設置完了 校	—	⇒	3校
小・中学校体育館の 空調設備設置完了校	—		4校

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

基本方針3 スポーツの推進

基本施策1 子どものスポーツ活動への支援



現況・課題

- 小学校部活動の廃止や、中学校部活動の再編に伴い、子どもがスポーツに親しむ機会が少なくなっており、社会体育団体の重要性が高まっています。
- 運動の機会が少なくなることで、運動不足による生活習慣の乱れや体力低下が懸念されます。
- 放課後子ども教室やジュニアスポーツクラブを通して、子どもが運動する機会を確保する必要があります。
- 児童数の減少、スタッフの高齢化により放課後子ども教室の体制づくりを考えていく必要があります。

取り組み

- ◎放課後子ども教室の活動充実や社会体育団体を中心としたジュニアスポーツ団体の育成を図ります。また、学童との連携した活動にも取り組みます。

主要事業

主要事業名	概要
放課後子ども教室事業	地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動・交流活動等の体験を提供する。
ジュニアスポーツクラブ育成事業	町内のジュニアスポーツを実施する団体を支援・育成する。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)	⇒	目標時 (令和11年度)
スポーツ交流活動の実施回数	12回		12回

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

基本施策2 協働によるスポーツ活動の推進



現況・課題

- あいあいスポーツクラブたらぎの会員数が年々減少傾向にあり、令和6年度は15教室に347人（実人数）が参加されています。今後も会員数が減り続けるときにどう増やすかが課題となっています。
- 子どもから大人まで、それぞれの体力や年齢、目的に応じたスポーツが楽しめるような環境を整備する必要があります。
- 町外への周知により会員増や新たな教室を増やすなどの取り組みが必要です。

取り組み

- ◎総合型地域スポーツクラブ（あいあいスポーツクラブたらぎ）と連携し、様々なスポーツを楽しめる機会を提供します。
- ◎郡や町のスポーツ協会と連携し競技としての大会や町民参加型の大会を継続して実施し、スポーツに親しむ機会をつくり生涯スポーツ社会の実現につなげます。

主要事業

主要事業名	概要
体育施設指定管理者事業	町民体育館・武道館・多目的総合グラウンドの指定管理を実施する。
町民参加型スポーツ大会事業	スポーツフェスティバル、百太郎駅伝大会、各支部体育祭を実施する。
郡・町体育祭事業	郡や町のスポーツ協会と連携し、各種スポーツ競技を実施する。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)		目標時 (令和11年度)
あいあいスポーツクラブたらぎ会員数	347人	⇒	350人
指定管理施設利用者数(町民体育館・武道館・多目的総合グラウンド)	70,976人		71,000人

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

基本施策3 広域連携によるスポーツ事業の推進



現況・課題

- 町中心部に4種公認の陸上競技場や町民体育館などのスポーツ施設が集積しており、町外からの施設利用も多い状況です。
- 総合型地域スポーツクラブである「あいあいスポーツクラブたらぎ」には、町外からの参加もあり、各種競技のチーム編成も可能となっています。
- 町単独での体育施設やスタッフの確保などが難しく、大規模なスポーツ大会は難しい状況です。

取り組み

- ◎近隣市町村と連携し、広域でのスポーツ大会を実施し、トップアスリートを招いた大会などに取り組み、スポーツに親しむ機運を高めます。

主要事業

主要事業名	概要
奥球磨駅伝大会事業	上球磨4町村が主催となり、全国各地の高校、大学・実業団のトップレベルのチームが参加する男子駅伝大会を10月に、女子駅伝大会を3月に実施する。
近隣市町村と連携したスポーツ大会数	球磨・人吉の市町村と連携した郡民体育祭や球磨一周駅伝等のスポーツイベントを実施する。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)		目標時 (令和11年度)
近隣市町村と連携したスポーツ大会の開催数	4大会	⇒	4大会

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

基本方針4 共生社会の推進

基本施策1 人権が尊重される社会の確立



現況・課題

- 共生社会とはこれまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいがある方などが、積極的に参加・貢献していくことができる社会です。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える、人権が尊重された全員参加型の社会で、本町においても推進していく必要があります。
- 人権が尊重される社会を築くためには、人権に関する正しい知識や理解とともに継続した教育啓発が必要です。
- すべての町民が人権尊重の視点に立ち、協働して取り組みを推進することが重要です。
- 様々な国々の方と異文化理解を深めるため、お互いに交流を行っていく必要があります。
- 特定技能外国人や技能実習生等の外国人住民が年々増加している状況を踏まえ、外国人住民が地域社会において共生できる体制の充実を図る必要があります。

取り組み

- ◎教育の政治的中立性を確保しながら、ともに学び語り合うことができ、実践につながる人権教育を推進します。
- ◎日本の文化だけではなく、様々な国の学びや交流を行う目的として、日本語での学びを軸に日本語教室を行う取り組みをします。
- ◎外国人受け入れ企業等と連携し、外国人が安心して暮らせる環境を整備するとともに、国籍や文化、言語の違いを超えて、相互に理解し合い活躍できる共生社会の実現を目指します。

主要事業

主要事業名	概要
人吉球磨人権教育研究協議会研究大会事業	人吉球磨地区における人権教育の推進及び普及啓発を図る研究大会に参画し、研修を深める
人権啓発事業	子ども人権作品展、啓発ポスター作成及び配布を行うとともに、人権教育研修会や教育講演会等を実施する。
日本語教室事業	町内在住の外国の方々の文化を学ぶ機会の提供や交流の場として日本語での教室を実施する。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)	⇒	目標時 (令和11年度)
人権に関する学習機会の提供	延べ11回		延べ12回

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

第3章 健康で充実した福祉のまちにしましょう (健康・福祉・子育て)

基本方針1 健康づくりの推進

基本施策1 健康づくりのための事業の推進



現況・課題

- 本町のがん検診対象者の検診受診率はがん検診全体で令和6年度約38%で、県平均を上回っているものの、子育て、農繁期、介護等の理由で未受診の方がおられることから十分とは言えません。がんの早期発見・早期治療のために、がんについての正しい知識の普及や受診勧奨を行って行く必要があります。
- 国保の特定健診については、受診率は県平均(約38%)を上回り、60%前後を推移していますが、予防可能な疾患の発症予防の機会としては十分とは言えません。健診の重要性を意識付けるための取り組みを行い、毎年の健診受診を定着させる必要があります。
- 糖尿病や高血圧、脂質異常症などの有病者数は増加傾向にあることから、重症化を防ぎ、生活習慣を見直すことができるように保健指導を行うことで、自ら健康の維持・管理ができるように推進していく必要があります。
- 食のボランティアである食生活改善推進員の活動を地域のニーズに合わせ、身近できめ細やかな情報を発信する必要があります。

取り組み

- ◎町民が自ら「健診を受けよう」「健康を守ろう」と思う情報の発信を行います。
- ◎町民が受けやすい健診の体制をつくるため健診機関や町内医療機関と連携を行います。
- ◎メタボリックシンドロームや生活習慣病について正しく知り、予防や悪化防止ができるように保健指導を行います。
- ◎地域の健康づくりを担う住民組織として食生活改善推進員の育成や学習支援を行います。

主要事業

主要事業名	概要
各種健診事業	がん検診・結核検診・国保特定健診等を実施し、健診後必要な方には、結果説明や精密検査受診勧奨、特定保健指導、生活習慣病予防・重症化予防対策を実施する。

健康づくり推進・食育推進事業	食生活改善推進員による生活習慣病予防教室等を各地区サロン等で行い、啓発活動を実施する。食生活改善推進員の育成・支援を行う。乳幼児期から高齢期まで、歯科健康診査、むし歯予防や歯周疾患予防に関する知識の普及・啓発に努め、歯科保健の推進を行う。
----------------	---

指標

指標名	計画時 (令和7年度)		目標時 (令和11年度)
がん検診受診率	胃がん 31.5% 大腸がん 40.3% 肺がん 51.5% 子宮がん 28.0% 乳がん 39.2%	⇒	肺がん現状維持 他 50.0%
国保特定健診受診率	58.1%		65%
特定保健指導実施率	63.0%		70%

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

基本方針2 高齢者福祉の充実

基本施策1 高齢者が必要とするサービスの確保



現況・課題

- 高齢者数は令和2年の3,881人をピークに減少に転じていますが、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎え、人口推計では2030年まで後期高齢者数の増加が見込まれています。
- 高齢化の進展に伴い、介護ニーズが増大・多様化し、第1号被保険者一人当たりの介護給付費は増額傾向にあることから、介護保険制度の持続可能性を確保する観点からも、給付の適正化と介護予防の取り組みが求められています。
- コロナ禍で減少した地域主体の通いの場の再開や立ち上げ支援など、地域資源の活用による自立支援の促進が課題となっています。

取り組み

- ◎ケアプランの内容や給付実績の分析・検証を通じて、被保険者一人当たり介護給付費の適正化を図るとともに、高齢者が必要とするサービスが過不足なく提供されるよう支援体制の強化を図ります。
- ◎保険者機能の強化を図り、高額給付者や過剰サービスの実態を把握・分析し、関係機関と連携しながら是正を図ることにより、介護保険財政の健全化を推進します。

◎地域における通いの場の拡充や介護予防活動の普及啓発を通じて、住民主体による介護予防活動を推進し、高齢者の社会参加と自立支援を図ります。

主要事業

主要事業名	概要
介護サービス事業	高齢者が必要とするサービスの提供を維持しつつ、持続可能な事業運営を図るため、給付実績の分析・検討を行う。
介護給付費等適正化事業	ケアプラン点検、縦覧点検などによる過剰サービスの是正や保険者機能の強化により、介護保険財政の健全化を図る。
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防サービスの提供や通いの場の立上げ・活動支援、介護予防教室の開催などを通じて介護予防・自立支援の強化を図る。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)		目標時 (令和11年度)
第1号被保険者一人当たり給付月額	31,170円	⇒	32,105円以下
住民主体の通いの場箇所数	12箇所		16箇所

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

基本施策2 高齢者が安心して暮らすことができる環境づくり



現況・課題

- 本町の後期高齢者数は令和7年3月末時点で2,177人、高齢者における割合は58.7%であり、後期高齢者の増加に伴い介護・医療の需要は拡大し多様化してきています。
- 高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、適切な相談体制と地域に根ざした支えあいの仕組みが不可欠であり、医療・介護の連携と見守り体制の強化など地域包括ケアシステムを構築・深化していくことが重要です。
- 高齢化の進展による認知症高齢者の増加に対応した地域の理解促進や支援体制の整備や、一人暮らし高齢者の増加に伴い、日常的な見守りや孤立防止に向けた地域活動の推進が求められています。

取り組み

- ◎上球磨地域包括支援センターの機能強化と関係機関との連携により、高齢者やその家族からの相談や見守り体制の充実化を図り、高齢者が地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを推進します。
- ◎介護予防、健康づくり、認知症、医療・介護連携に対する理解促進をテーマとした出前講座を地域で実施し、高齢者の学びと交流の機会を創出します。
- ◎認知症サポーターの養成講座を実施し、地域住民の認知症に対する理解を深めるとともに、認知症カフェの設置を通じて本人や家族、地域住民が安心して交流・相談ができる場を整備します。

主要事業

主要事業名	概要
包括的・継続的ケアマネジメント事業	上球磨地域包括支援センターにおける相談支援体制の強化、関係機関との連携による高齢者への積極的な関与を促進する。
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携の取り組みの普及啓発と理解の醸成を図るため出前講座を実施するとともに、在宅医療と介護の連携を推進することにより地域で支える体制づくりを行う。
認知症サポーター等養成事業	地域住民の認知症に対する理解度を深めるため、認知症地域支援推進員を中心とした専門職共同による認知症サポーターの養成講座を実施する。
認知症総合支援事業	認知症高齢者本人やその家族、地域住民が気軽に相談、交流できる認知症カフェの立ち上げ・運営支援を行う。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)		目標時 (令和11年度)
上球磨地域包括支援センターの総合相談対応件数	1,284件	⇒	1,430件
専門職による出前講座実施回数	21回		25回
認知症サポーター累計養成者数	3,082人		3,500人
認知症カフェ設置数	0箇所		3箇所

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

基本方針3 子育て環境の整備、充実、発信

基本施策1 出産・子育てしやすい環境の整備



現況・課題

- 本町の出生数は減少傾向となっています。合計特殊出生率は、平成30年から令和4年までの平均が1.71となっており、国や県の平均より高い水準で推移しているものの、少子化は今後も進行するものと予想されます。そのような中で、人口減少を抑制するためにも、子どもを産みやすい環境を整備する必要があります。
- 子育ての環境や支援に「満足」と回答した人の割合は、就学前児童保護者35.1%、小学生保護者30.8%となっています。満足度の向上を目指して、子どもや子育て世帯への支援を総合的に充実させていく必要があります。

取り組み

- ◎核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、祖父母や近所の人から子育て等に関する助言や支援を受けることが難しくなっています。令和6年4月に開設した「多良木町こども家庭センター」を中心として、関係機関の連携のもと、妊娠前から子育て期まで切れ目なく相談支援を行い、全ての人が安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組みます。

主要事業

主要事業名	概要
妊婦歯科健診・妊婦健康診査事業	妊婦及び胎児の健康状態を定期的に確認し、安心・安全に出産できるよう子どもを産み育てやすい環境づくりの取り組みを行う。
出生祝い金交付事業	町民の定住と人口増を目指し、多良木町在住の方で、今後も3年以上住まれる方が出産された場合、出生祝い金を交付する。
子ども医療費助成	0～18歳（年度年齢）の子どもを対象に、保険診療の患者負担分を助成する。
保育料の減免措置	3歳以上児の副食費及び3歳未満児の保育料を無償化する。
小中学校等入学祝い金交付事業	多良木町内の小学校・中学校に1年生として入学する児童・生徒の保護者（多良木町在住者）の方へ、学用品・体操服等購入のための入学祝い金を交付する。
高校等通学助成事業	多良木町内在住の高校生が、公共交通機関を利用して人吉球磨の高校等へ通学する場合の定期券の一部を助成する。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)		目標時 (令和11年度)
合計特殊出生率	1.71人	⇒	1.71人
子育て環境に満足している保護者の割合	33%		50%

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

基本方針4 障がい者福祉の充実

基本施策1 障がい者計画に基づく事業の推進



現況・課題

- 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験のある障がい者は15.4%で、令和2年と令和5年を比較して約17.2%減少しています。一方、障がい児については40.9%と高く約7.5%増加しており、障がいとその特性に対する町民の理解と啓発が必要です。
- 身体障害者手帳所持者の約8割が65歳以上であり、高齢化による障がいの重度化への対応や、高齢の支援者の負担軽減、支援者亡き後への備えが求められます。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和2年度と令和5年を比較して約16.4%増加しており、より一層の支援が重要です。
- 発達への理解が進んだことで、比較的軽度の療育手帳所持者が増加しています。また、早期療育の理解と需要が高まっており、保育・教育機関との連携や地域での支援体制の整備が必要です。

取り組み

- ◎ノーマライゼーション※の理念のもと、障がい者の「完全参加と平等」を目指した重点施策実施計画である「障がい者計画」の推進を図ります。
- ◎障がいを理由とする差別解消に向けた周知・啓発、合理的配慮の提供、相談・情報提供体制の充実に努めます。
- ◎住み慣れた地域で安心して生活するための環境づくり、生活の場の確保、社会参加のための支援の充実に努めます。
- ◎就労支援体制づくりとして、就労移行支援・就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター等と連携し、障がい者の支援体制の整備を行います。
- ◎乳幼児期における障がいの早期発見と早期療育に取り組み、不安のある保護者を支援し、子どもの能力を最大限に伸ばしていくために、関係機関が連携し、切れ目の無い一貫した支援体制の構築に努めます。

※ノーマライゼーション：障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すこと。

主要事業

主要事業名	概要
地域生活支援事業	地域で自立した日常生活や社会生活を送れるように、障がいへの理解を広げる普及・啓発、相談支援、コミュニケーション支援、移動支援、日常生活用具の給付などを行い、地域活動支援センターなどの拠点を活用して、継続的な支援を提供する。
障害福祉サービス	訪問系サービス：居宅介護等 日中活動系サービス：生活介護・就労継続支援等 居住系サービス：グループホーム・施設入所支援等 相談支援：障がいの状況に合わせて必要な福祉サービスを利用できるよう支援する。
障害児通所支援等	日常生活における基本的な動作の指導や、知識・技能の習得を支援するとともに、集団生活への適応訓練の機会を提供し、生活能力の向上に向けた訓練や社会との交流促進などの支援を行う。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)		目標時 (令和11年度)
「障害者差別の解消」障害があることで差別や嫌な思いをした経験がある障がい者の割合	(者)15.4% (児)40.9%	⇒	(者)13.7% (児)36.5%

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

第4章 歴史文化を大切にし、地域資源を活かした、活力あるまちに しましろう（産業・文化）

基本方針1 歴史文化遺産の保護と活用の推進（多良木町教育大綱）

基本施策1 多良木の宝を守り、活かし、未来へ伝える

（多良木町文化財保存活用計画）



現況・課題

- 歴史文化を知り学ぶ課題として、専門的な調査研究の継続性や、歴史文化資源の価値の共有ができていないことが挙げられます。
- 歴史文化を守り、高める課題として、保存活用のための制度の周知、防犯・防災意識の意識醸成があげられます。また、無形の民俗文化財を担う団体や担い手の継承が大きな課題です。
- 歴史文化を活かし、広める課題として、教育の場での活用、情報発信、関連史跡の展示内容の充実等があげられます。

取り組み

- ◎多良木の歴史文化を知り、学ぶ取り組み
- ◎多良木の歴史文化を守り、高める取り組み
- ◎多良木の歴史文化を活かし、広める取り組み
- ◎「九州山地の真ん中に残るほとけの里」関連文化財群の保存・活用
- ◎「地の利を活かした相良氏の痕跡」関連文化財群の保存・活用

主要事業

主要事業名	概要
文化財保護事業	文化財保護に関する適正な補助金の交付、関連施設の管理、文化財保護意識の醸成事業
歴史回廊たらぎ交流促進事業	多良木相良氏遺跡の調査、史跡の整備、史跡の活用

指標

指標名	計画時 (令和7年度)		目標時 (令和11年度)
指定文化財の保存件数	90件	⇒	90件
黒の蔵入館者数	2,734人		3,000人

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

基本方針 2 力強い農林業づくりの推進

基本施策 1 農業の振興



現状・課題

- 農業者の高齢化や担い手不足に歯止めがかかっていない状況です。広域農業法人、認定農業者や新規就農者など多様な担い手の確保やスマート農業などによる更なる生産性の向上の取り組みが必要です。
- 国外情勢の変化における物価高騰により、肥料、燃料、飼料などの農業資材が高騰し、農業経営を圧迫しています。安定的に営農を続けていくことができる環境整備が必要です。
- 農業を取り巻く情勢が不透明な中、その時々状況に左右されないよう、農作物のブランド化を推進します。
- 近年の夏場の猛暑や激甚化する自然災害は農作物の生産に甚大な被害を与えています。それらの被害を最小限に抑える取り組みが必要です。

取り組み

- ◎国、県、JA などの関係機関と連携し、広域農業法人、認定農業者や新規就農者の経営安定化を図るとともに、生産性の高い品種の導入やスマート農業の普及を進め、生産性の高い農業を推進します。
- ◎国外情勢の影響を少なくするため、耕畜連携による飼料や肥料の活用、化学肥料を使わない有機農業を推進します。
- ◎農業資材等の高騰などの影響を少なくするため、広域農業法人、認定農業者や新規就農者の経済的負担を低減させ、経営体の体力強化を図ります。
- ◎農作物のブランド化やブランド化した農作物の認知度向上に取り組み、付加価値の高い農作物の生産を推進します。
- ◎高温に強い品種の導入や営農支援など国、県、JA などの関係機関と連携し、自然環境の変化に対応した強い農業を推進します。

主要事業

主要事業名	概要
新技術等導入・普及事業	労働力不足を低減するため、スマート農業等新技術の導入を支援し、それらを普及させることで、生産性の向上を図り、農業の持続的発展と経営の安定化を目指す。
農作物のブランド化・認知度向上事業	農作物のブランド化やブランド化した農作物の認知度向上に取り組む団体等を支援し、付加価値の高い農作物販売を目指す。

営農継続支援事業	農業機械施設等の導入・整備について支援し、広域農業法人、認定農業者や新規就農者等の経済的負担を低減させるとともに、経営体の体力強化を図る。
気候変動対策事業	高温や豪雨・台風などの自然災害に対応できるよう農業機械施設等の導入・整備について支援し、自然環境の変化に対応した強い農業を目指す。
経営継承・発展支援事業	地域農業の担い手から経営を継承した後継者が、その経営を発展させるための取組に係る経費を助成することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保する。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)		目標時 (令和11年度)
ブランド米作付面積	15.9ha	⇒	30ha
スマート農業機械等 使用農用地面積(実面積)	292ha		410ha
認定農業者数	112人		112人
認定新規就農者数 (累計)	4人		8人

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

基本施策2 農業生産基盤強化及び農地整備



現状・課題

- 世界的な食糧情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりなど、農業を取り巻く情勢は、不安定な状況であるため、その影響を最小限にするため、農業経営の安定化を図る必要があります。
- 農業者の高齢化や担い手不足のため、農地の維持・保全や法面、水路、農道などの農業用施設の管理が難しくなる恐れがあります。
- 認定農業者、認定新規就農者などの担い手だけでは、農地を維持していくことは、難しい状況です。広域法人や多様な担い手などと連携を図りながら、地域全体で農業を維持していく必要があります。
- 担い手が効率よく農地を利用できるよう、地域計画を実行していく必要があります。

- 山間部の農地は鳥獣害被害が深刻で、防護柵設置等の対策をしていますが、その効果は限定的です。そのため有害鳥獣の個体数を減らす対策が必要です。
- 本町の農用地は約 1,630ha ありますが、農業従事者の高齢化や減少による、農地・法面・水路・農道等の管理が過重な負担となっており、管理されなくなった農地（遊休農地）が増加しています。農地を誰かに貸したい・売りたいという相談も併せて増加していますが、地理的条件や規模拡大意欲の低下等からマッチングが難しい状況にあります。
- 整備田の老朽化した用排水路等の更新など町財政や農家負担等の課題があります。
- 頻発化・激甚化する災害で被害を受けた農地や農業用施設について、安定的な営農を行うため早期復旧が必要です。

取り組み

- ◎経営所得安定対策等推進事業に取り組み、農業者の経営安定化を図ります。
- ◎日本型直接支払事業に取り組み、農地の維持・保全や法面、水路、農道などの農業用施設の維持・管理に取り組みます。
- ◎地域計画に基づき、担い手が効率的に農地を利用できるよう、県、町、農業委員会、JA などと連携しながら農地の集積・集約化を推進します。
- ◎地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図ります。
- ◎狩猟免許取得者の育成・確保や防護柵の設置などで総合的な対策を実施、鳥獣被害の軽減を図ります。
- ◎定期的に農地パトロールを実施することにより、遊休農地の把握を行い、地域の中山間集落協定組合や関係機関と連携しながら遊休農地解消に努めます。
- ◎農地バンク（農地中間管理事業）のメリット等の周知に努め、利用促進を図ります。
- ◎農業の事業継承を、熊本県など関係機関と連携し推進します。
- ◎国、県の補助事業を活用し、老朽化した用排水路等の更新を実施していきます。
- ◎被害を受けた農地や農業用施設は国、県関係機関と連携し、早急な復旧を推進します。

主要事業

主要事業名	概要
農地保全事業	日本型直接支払事業（中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業、環境保全型農業直接支払交付金事業）、耕作放棄地解消事業を実施し、農用地の維持・保全に努める。
経営所得安定事業	畑作物の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金、水田活用の直接支払い交付金などの経営所得安定対策を推進し、農業者の経営の安定化を図る。

農地集積・集約事業	地域計画推進事業、農地中間管理事業（農地バンク）、農地集積協力金事業、機構集積支援事業を実施する。
ほ場整備事業	県営水利施設等保全高度化事業等を実施する。
農業災害復旧事業	国、県事業等を活用し被災した農地や農業用施設の復旧を実施する。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)		目標時 (令和11年度)
担い手への農地集積率	54.2%	⇒	70%
遊休農地解消面積	1.2ha		1.2ha

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

基本施策3 林業の振興



現況・課題

- 林業経営体は減少傾向にあります。
- 本町の総面積の約80%が森林であり、人工林がその内約74%です。その人工林のなかで40年生を超える伐期齢を迎えた林分が約7割以上を占めていますが、林業従事者の高齢化や後継者不在等の理由により森林整備の遅れが目立ってきています。
- 令和2年7月豪雨等により、林道を中心とした林業用施設が被災しているため木材の搬出が困難となっており、森林整備の進捗に支障を来しています。また、安定的な森林整備に必要な林道の橋梁の老朽化が進んでいます。
- 長期的な木材価格の低迷及び雇用単価の増により、林業事業体の収益の向上が必要です。
- 継続的な事業が無いと事業体が新規就業者を雇用しようとする意欲につながりません。

取り組み

- 森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施策の実施により、健全な森林資源の維持造成を推進します。そのためにも、担い手不足対策として、林業従事者を雇用しやすい環境を整えるための支援を実施します。

また、県、関係団体と連携し、林業就業説明会やくまもと林業大学校の紹介を行い、未経験者でも就業しやすい体制を整備し雇用者数の低下の抑制を推進します。

◎豪雨等で被害を受けた林業用施設は国、県、関係機関と連携し、早急な復旧を実施します。加えて、老朽化対策として橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な修繕を実施します。

◎林業機械の導入促進を図ることにより、作業効率を上げ生産量及び生産性の向上を図り、林業事業者の収益の増加を目指します。

◎町有林においては植林、育林、間伐、主伐の循環型林業を継続し、林業従事者の雇用の場の確保に務めます。

主要事業

主要事業名	概要
森林整備事業	町有林の循環型林業の推進、林道施設災害復旧、林道の維持管理、橋梁の長寿命化を行う。
林業生産性向上事業	高性能林業機械を利用した作業システムの再構築を促進する。
担い手確保に関する事業	林業担い手確保のための労働環境改善、資格取得等の支援、林業就業説明会やくまもと林業大学校の紹介、緑の雇用事業の活用を行う。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)		目標時 (令和11年度)
林道橋梁の健全率	8橋/16橋=50.0%	⇒	11橋/16橋=68.8%
新規従事者の雇用の増	8人/4年		8人/4年

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

基本施策4 林地荒廃防止対策



現況・課題

○近年の顕著な豪雨被害は森林整備の促進への大きな障害となっており、中でも作業道の補修については経費がかさみ、林業従事者の森林整備の意欲低下につながっています。

- 山に関心が無い山主が増えてきており、町内に存在する山林が豊富な資源であるにも関わらず施業が遅れている可能性があります。
- 有害鳥獣対策を担っている猟友会は、多い時には約 200 名の会員が在籍していましたが、現在は約 60 名、平均年齢 69 歳と、高齢化が進み、後継者不足が深刻で、猟友会以外からの有害鳥獣対策を担う人材が必要とされています。
- バイオマス事業の浸透により山林に放置されていた未利用材についての大部分はチップ工場への搬出が増えてきたものの、短材などの運搬等に経費がかかる部分については未だ山林に放置されており、豪雨等による流出が危ぶまれています。

取り組み

- ◎国、県の補助の対象とならない作業道の補修に対して支援することにより、林業従事者の森林整備の意欲を高めます。
- ◎有効な資源である山林が管理者不在となり荒廃するのを予防するため、山林所有者へ意向調査を実施します。
- ◎有害鳥獣捕獲隊の担い手不足を解消するためにも農林業の従事者へ狩猟免許取得を促します。
- ◎山林に放置されていた地域資源の活用を促進し、併せて災害の防止を図ります。

主要事業

主要事業名	概要
私有林森林作業道補修改良支援事業	林業事業体・林業事業者が管理する町内森林作業道の補修及び改良に対する支援を行う。
森林経営管理事業	私有林森林管理者への管理状況意向調査、管理者不在の森林の整備を実施する。
有害鳥獣捕獲者の確保に関する事業	農林業従事者への狩猟免許取得促進事業を実施する。
地域資源活用事業	未利用材活用及び林産物活用への支援を行う。

指標

指標名	計画時 (令和 7 年度)		目標時 (令和 11 年度)
森林作業道の補修及び改良への支援箇所数	延べ 3 箇所	⇒	延べ 8 箇所
私有林管理状況の把握面積	延べ 1,890ha		延べ 3,460ha

農林業従事者の狩猟免許年間新規取得者数	4人／年		8人／年
未利用材のチップ化へ向けた林外への搬出量	3,000 m ³		6,000 m ³

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

基本方針3 活力ある地域経済づくりの推進

基本施策1 商工業の振興



現況・課題

- 商工業者の高齢化や後継者不足等に伴い、廃業し、店舗を閉じるケースが増加しており、地域に密着した個人商店の減少により空き店舗が目立ち、街中のにぎわいが減少しています。
- 地場企業の大部分は小規模事業者や個人事業主が占めており、経済のグローバル化や仕入れ価格、賃金の高騰などにより、その経営は深刻な状況が続いています。
- 大型チェーン店の増加や消費者ニーズの多様化によりインターネットなど通販による購入が増え、地域外消費が増加しています。
- 商業については、商圈人口の減少に加え、町外への顧客流出、後継者不足などの問題を抱えています。

取り組み

- ◎商工会事業を活用した経営安定化、人材育成、技術力の強化促進の取り組みを推進します。
- ◎事業承継を図るため、人吉球磨管内の行政、商工団体、支援機関、金融機関、農林畜産業団体、民間企業、報道団体の22団体での広域連携協定における活動により、取り組みを推進します。
- ◎空き家・空き店舗等活用事業補助金により中心市街地の活性化を推進します。
- ◎商工会や金融機関等と連携し地場産業の育成及び支援を促進します。
- ◎中小企業庁の補助制度等を活用した町内事業者の設備整備に対する支援を推進します。

主要事業

主要事業名	概要
商工業振興事業	商工業者は地域経済の活性化だけではなく、コミュニティづくりや地域社会への貢献などの役割も果たしていることから、魅力ある事業者育成を支援する。

事業承継支援事業	人吉球磨の広域連携協定や商工会など各種団体との連携を図るとともに、事業承継セミナーや事業譲渡希望者と創業希望者のマッチングなどを広く周知し、事業承継を推進する。
中心市街地活性化事業	空き家・空き店舗等活用事業補助金により新規事業者を増やし、中心市街地の活性化を支援する。
地場産業支援事業	特徴ある事業者が増加することは、町の経済振興につながるため、商工会や金融機関と連携し、地場産業の育成及び支援を促進する。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)		目標時 (令和11年度)
事業承継マッチング 件数	2件 (前期4年間の累計)	⇒	4件 (後期4年間の累計)
空き家・空き店舗等活用 事業補助金利用者 件数	3件 (前期4年間の累計)		3件 (後期4年間の累計)
中小企業庁補助金活 用数	7件 (前期4年間の累計)		7件 (後期4年間の累計)

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

基本施策2 しごとづくりの推進



現状・課題

- 若者の希望する職種に合った職場が少なく、若者の流出が多くなっています。
- インターネット接続環境がありながらも、その利用目的や習慣の違いにより都市部との格差が生じています。

取り組み

- ◎企業（事業）誘致を図るための情報収集・企業訪問の取組みを推進します。
- ◎創業にチャレンジしやすい環境を推進します。
- ◎IT技術等一定のスキル習得を支援するなど、地元人材の育成を図ります。
- ◎IT企業系のサテライトオフィス等の誘致を推進します。

主要事業

主要事業名	概要
雇用創出事業	商工会や金融機関と連携を図り、町内における起業者等を支援し、町における雇用の拡大を図る。
地方創生事業	町民や移住者による起業支援を促進する。
サテライトオフィス等の誘致事業	企業とのマッチングによりサテライトオフィス等の誘致を促進する。
企業（事業）誘致事業	企業の事業拠点として活用できる民間所有の空き用地、空き工場等に係る情報を集約・発信していくとともに、補助金制度の活用により企業誘致を促進する。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)		目標時 (令和11年度)
起業者数	7人 (前期4年間の累計)	⇒	4人 (後期4年間の累計)
サテライトオフィス等誘致数	0件 (前期4年間の累計)		1件 (後期4年間の累計)
誘致企業（事業）数	1件 (前期4年間の累計)		1件 (後期4年間の累計)

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

基本方針4 魅力ある観光地域づくりの推進

基本施策1 地域観光の振興



現状・課題

- 豊富な歴史文化遺産を観光と結び付けるなど、観光資源として活用していく必要があります。
- 歴史文化遺産等を活かした観光ルートの開発が必要です。
- グリーンツーリズムやヘリテージツーリズムによる滞在型観光（宿泊）体制の強化が必要です。
- 人口が減少する中で、SNS等で情報発信を積極的に行うことで町の魅力度を向上させ、観光客につなげていく必要があります。
- 多良木町の観光が「産業」として位置付けられていません。観光を「稼げる産業」としていく必要があります。

取り組み

- ◎歴史文化遺産（主に多良木相良氏関連遺跡群）を観光と結びつけ、観光商品の開発を推進します。
- ◎多良木町グリーンツーリズム研究会などの関係団体と連携し、農業体験や文化財、球磨拳などの伝統文化による体験メニューを開発し、滞在時間を延ばす仕組みの構築を推進します。
- ◎ブルートレインたらぎや町内宿泊事業所、農泊事業所との連携を推進します。
- ◎多良木町観光協会や人吉球磨観光地域づくり協議会、関係団体と連携し、観光業を活性化させるとともに、町内外に向けて情報発信を行い、多良木町のファンを増やしていきます。

主要事業

主要事業名	概要
観光推進事業	ブルートレインたらぎや文化財をフックにした観光推進事業
広域観光推進事業	奥球磨広域連携推進協議会、九州中央山地観光推進協議会、人吉球磨観光地域づくり推進協議会など広域連携事業

指標

指標名	計画時 (令和7年度)		目標時 (令和11年度)
ブルートレインたらぎ宿泊数	3,493人 (令和6年度)	⇒	3,800人
観光客数	252,281人		256,000人

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

第5章 持続可能なまちづくりを目指しましょう(行政・財政)

基本方針 1 持続可能な行財政運営

基本施策 1 公共施設の適正な管理運営



現状・課題

- 公共施設が一斉に更新時期を迎え、施設の維持管理や更新費用の増加が問題となっています。また少子高齢化、人口減少により公共施設の需要が変化しており、施設保有のあり方が課題となっています。
- LED 照明に交換することで、省エネ効果が期待でき、電気代の節約につながります。また、LED は長期間交換の必要がなく、手間とコストを大幅に削減できます。
- 未利用地及び施設については、維持管理コストの軽減や周辺の景観を保つため、今後の利活用を検討する必要があります。

取り組み

- ◎戦略的な行財政改革によって行政のスリム化を図り、健全な財政と質の高い行政サービスを実現していくため、公共施設の見直しと適正配置を検討します。
- ◎公共施設等総合管理計画や財政計画等に基づき計画的に水銀灯をLED照明化していきます。
- ◎未利用地及び施設等について、将来を見据えた利活用の検討を行います。

主要事業

主要事業名	概要
公共施設等総合管理事業	公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設における現状と課題、施設の改修・更新にかかる将来コスト試算の結果を踏まえ、公共施設等の全体目標を設定し、新規整備を抑制するとともに、施設の複合化等により施設総量を縮減し、将来の更新費用を削減する。
公共施設等照明LED化事業	公共施設や街路灯の水銀灯をLED照明化する。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)		目標時 (令和11年度)
公共施設延床面積	72,850.3 m ²	⇒	計画時からの減
公共施設等の水銀灯照明のLED化率	—		100%

※計画時数値については令和7年度または直近の数

基本施策2 適正な財政運営



現状・課題

- 人口減少及び少子高齢化が進む中、子育て世帯に対する様々な支援策に伴う財政負担の増大及び、避難所整備事業や町内施設のLED化などに伴う借入、また、中学校改修事業の償還も開始となり、今後元利償還金の高額推移が予測されます。
- 社会情勢の変化に伴う新たな行政課題への対応も求められており、計画的な財政運営を継続して行う必要があります。

取り組み

- ◎中長期的な財政計画に基づき、社会保障費、税収、特別会計、デジタル化事業の動向に注視しながら、多額の財政出動を伴う事業については、事業計画を定め適正な時期、事業費で実施し、健全な財政運営を図ります。
- ◎自主財源確保のため、税収等の収納率の向上やふるさと納税の推進を図ります。

主要事業

主要事業名	概要
財政計画管理事業	ローリングによって次年度から5年間の計画の見直しを毎年行うことで、健全な財政運営を図る。
税収等収納率向上事業	税収等の収納方法を口座振替で行うことで滞納や未納を減少させ、収納率を向上させる。
ふるさと納税推進事業	ふるさと納税サイトや返礼品の充実により寄附額を増加させ、まちづくり事業や子育て支援事業等への活用を推進する。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)		目標時 (令和11年度)
経常収支比率	83.4	⇒	80.0
実質公債費比率	9.0		8.0
ふるさと納税寄附額	281,678 千円		340,000 千円

※計画時数値については令和7年度または直近の数値

基本施策3 協働のまちづくりの推進



現況・課題

- 本町の人口は 8,169 人（令和 7 年 10 月現在）、高齢化率約 45.1%、少子高齢化・人口減少が急速に進んでおり、地域のコミュニティ活動やまちづくりへの積極的な参加が減少していくおそれがあります。また、地域活動が減少し、地域の活力が失われていく恐れがあります。
- 住民アンケートの結果から、行政の情報が十分に住民に浸透していないことや取り組み内容が住民ニーズと乖離している可能性があることが推察されました。

取り組み

- ◎地域の課題解決に向けた取り組みを人的・財政的に支援します。
- ◎パブリックコメントや行政座談会の実施、まちづくり推進委員会の開催など、住民の意見や実態が行政運営に反映できるよう情報発信や住民ニーズの把握を引き続き行います。
- ◎広報誌、ホームページなど多様なツールを活用し、積極的な情報発信や情報公開に努め、協働意識の醸成を図ります。

主要事業

主要事業名	概要
地域活動支援事業	地域の課題解決に向けた取り組みに対して支援する。
行政区担当職員配置事業	町内の行政区に職員を配置し、各行政区と町の連絡調整を行う。
広報事業	広報誌、ホームページ、SNS、防災無線などを活用し、積極的な住民への情報の共有を行う。

指標

指標名	計画時 (令和 7 年度)		目標時 (令和 11 年度)
多良木町ホームページのアクセス数	66,858 件	⇒	75,000 件
「町政に関する情報提供や情報公開」に関する住民アンケート満足度	57.5%		65.0%

※計画時数値については令和 7 年度または直近の数値

基本施策 4 効率的で効果的な行政運営



現況・課題

- 住民ニーズが多様化・複雑化する中、増加する業務量に対応するとともに、より質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供することが求められています。
- 限られた人材で効率的かつ効果的な行政経営を実現するには、職員一人ひとりの能力を組織的に育成する事が必要です。
- 今後も増加する新たな行政課題や住民ニーズに対応するためには、安定的な財政基盤の確立と、効率的な行政運営の推進が引き続き求められます。

取り組み

- ◎職員の職に応じた研修を実施し、職員の意識改革、技能向上に取り組みます。
- ◎更なる行政業務のデジタル化を推進します。

主要事業

主要事業名	概要
職員研修事業	職員の基本的な接遇や管理能力向上のための研修に加え、政策形成能力や問題解決力など、職務上必要な知識や技術を習得するための研修を行う。
行政デジタル化事業	行政業務のデジタル化を推進し、行政運営の効率化を図る。

指標

指標名	計画時 (令和 7 年度)		目標時 (令和 11 年度)
職員研修参加率	93.9%	⇒	100%
外部団体主催研修参加者数	1 人		3 人

※計画時数値については令和 7 年度または直近の数値

基本施策 5 利便性の高い行政サービスの提供



現況・課題

- 行政を取り巻く環境が急速に変化していく中で、現在の行政サービスの水準を将来的にも維持していく必要があります。
- 各種申請手続きなど窓口にて実施する業務について、オンライン化が求められています。
- し尿処理、ごみ収集、火葬場、消防、病院、後期高齢者医療等については広域的運営を行っています。今後についても広域的に処理する方が効率的、かつ、経済的な行政需要に対しては関係市町村と連携を図っていく必要があります。
- 地籍調査が完了していない地域は、土地の有効活用や各種公共事業の効率化、災害復旧の迅速化にも支障をきたすおそれがあります。固定資産税の課税適正化に必要不可欠です。

取り組み

- ◎事務のアウトソーシングや RPA の導入について検討し、オンライン申請の促進を図る。
- ◎し尿処理、ごみ収集など、広域的に処理するほうが効率的、かつ、経済的な行政需要に対しては関係市町村と連携を図っていきます。
- ◎近年の高温化や急傾斜地の調査など、現地調査の実施が困難になることが予想されるため、リモートセンシング技術を活用した調査方法の検討を行い、地籍調査の進捗を図る。

主要事業

主要事業名	概要
窓口業務改善事業	事務のアウトソーシングや RPA の導入について検討を行い、オンライン申請の促進を図る。
広域行政連携事業	広域行政組合、消防組合等で広域連携し、行政事務を行う。
地籍調査事業	地図情報等を正確にするため、土地の筆界・面積、地権者名・地目等を調査、測量し法務局に登録する。

指標

指標名	計画時 (令和 7 年度)	⇒	目標時 (令和 11 年度)
オンライン申請が可能な業務数	25 件		35 件

※計画時数値については令和 7 年度または直近の数値

基本方針 2 地方創生の推進

基本施策 1 地域への人の流れの創出



現況・課題

- 人口減少が続き、特に 15～19 歳及び 20～24 歳年齢で転出超過の傾向が強くなっているため、U・I・J ターンによる移住・定住の促進を図る必要があります。
- 町の文化・伝統・産業を次世代に良好な形で引き継いでいく人材を確保していくことが必要です。

取り組み

- ◎「住む場所」「働く場所」など住環境の整備を行うとともに、町外へ町の魅力を幅広く伝える効果的な情報発信を行います。
- ◎移住・定住に至らないものの、ふるさと納税や多拠点居住など多様な形で多良木町と関わる「関係人口」の創出・拡大に向けた取り組みを推進します。

主要事業

主要事業名	概要
関係人口創出事業	たらぎ財団や地域おこし協力隊と連携し、地域内外の人材をつなぎ、多良木町に関わる人を増やすことで地域課題の解決に取り組む。
移住定住促進事業	移住相談会や SNS による町の魅力発信や住居・仕事など受け入れ環境の整備を行い、多良木町への人の流れを生み出す。

指標

指標名	計画時 (令和 7 年度)	⇒	目標時 (令和 11 年度)
ふるさと納税件数	18,192 件		22,000 件
SNS 総フォロワー数	1,400 件		4,000 件

※計画時数値については令和 7 年度または直近の数値

基本方針3 産官学連携の推進

基本施策1 産官学・広域連携の推進



現況・課題

- 少子高齢化の進行やライフスタイルの変化、デジタル化の進展などにより、地域のニーズや課題は多様化・複雑化しており、行政だけで対応するのは困難な状況になっています。
- 地域のニーズや課題に的確に対応していくためには、専門的知識が豊富な大学や企業など関係機関との連携を図ることが重要です。
- 人口減少社会に直面している中、限られた財源や人材で町民の暮らしに必要な行政機能を確保していく必要がありますが、町単独ですべての行政機能の財源を確保することが難しくなっています。

取り組み

- ◎企業や大学等と締結した連携協定を活用し、地域の課題解決に対応していくため、積極的な情報交換を行い事業実施に繋がります。
- ◎圏域市町村が様々な分野で相互に連携・協力することで、各自治体が共存共栄しながら、将来にわたって安心して暮らし続けられるよう具体的な取り組みを進めていきます。

主要事業

主要事業名	概要
包括連携協定事業	観光振興や地域資源のプロモーション、住民サービスの向上など、地域の活性化や持続可能な社会の実現のため、自治体と民間企業・大学等が協力して地域課題解決に取り組む。
定住自立圏構想事業	生活に必要な都市機能を擁する人吉市が行った中心市宣言に賛同した近隣9町村で形成される定住自立圏において、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市と圏域自治体が相互に連携と協力を行い、圏域全体の活性化を図る。

指標

指標名	計画時 (令和7年度)	⇒	目標時 (令和11年度)
包括連携協定に基づく事業数	6件		8件

※計画時数値については令和7年度または直近の数値